

富山県土地対策要綱

〔昭和49年12月28日〕
富山県告示第1202号

改正 平成元年10月31日告示第958号 平成2年9月29日告示第747号
平成4年1月17日告示第64号 平成7年11月10日告示第709号
平成11年12月24日告示第776号 平成13年3月21日告示第128号
令和4年3月30日告示第133号

(目的)

第1条 この要綱は、関係法令に別段の定めがあるものを除くほか、開発行為について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全及び適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 知事は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、開発事業者の理解と協力のもとに開発行為が自然環境及び生活環境の保全、歴史的、文化的財産の保存、地域社会の福祉の増進等と調和を保つよう対策を講ずるものとする。

2 知事は、この要綱の目的を達成するため、市町村長の協力を求め、市町村長と連携して開発事業者を指導するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更及びこれに伴う施設の整備に関する行為をいう。
- (2) 開発区域 開発行為に係る一団の土地の区域をいう。
- (3) 開発事業者 開発行為を行う者をいう。

(開発計画の申出)

第4条 開発事業者は、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発計画（申出段階の計画では5ヘクタール未満であるが、最終的に開発区域の面積が5ヘクタールを超える可能性がある計画を含む。）がある場合には、遅滞なく開発計画の事前申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする（以下、「開発計画申出」という。）。

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）

- (2) 開発区域の位置図及び周辺図
 - (3) 土地利用計画図
 - (4) 計画図（平面図、縦断面図及び横断面図）
 - (5) 計画工程表
- 2 前項に規定する開発計画申出は、開発行為に係る法令等に基づく許認可申請又は次条に規定する開発行為の届出の前に行い、用地の取得（用地が賃借である場合を含む。）を要する開発計画の申出は、用地を取得する前に行うものとする。ただし、既に所有している用地（用地が賃借である場合を含む。）に開発計画がある場合は、遅滞なく開発計画申出を行うものとする。
- 3 次条に規定する開発行為の届出を既に提出した開発区域の拡張を計画している開発事業者は、改めて、第1項に規定する開発計画申出を行うものとする。
- 4 知事は、申出のあった開発計画に関して、開発事業者に対して書面により意見を述べ、必要があると認めるときは、説明を求めることができる。
- 5 開発事業者は、開発計画申出に係る意見の受領後に、開発区域の面積の増加又は開発目的若しくは開発位置に変更が生じた場合は、再度の開発計画申出を行うものとする。
- 6 開発事業者は、開発計画申出に係る意見の受領後に、開発計画を中止する場合は、速やかに、開発計画中止の申出（様式第3号）を提出するものとする。

（開発行為の届出）

第5条 開発事業者は、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為をしようとする日の6週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第4号）に自治会その他の当該開発行為に係る関係団体の同意書を添付して知事に提出するものとする。その届出に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 開発事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 開発区域の位置、地目及び面積
 - (3) 開発行為の目的
 - (4) 事業計画（建築物その他の施設の用途及び規模）
 - (5) 環境保全等の対策
 - (6) 開発行為の着手予定年月日及び完了予定年月日
 - (7) 資金計画
 - (8) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。
- (1) 開発区域の面積が5ヘクタール未満の開発行為
 - (2) 国又は地方公共団体等が行う開発行為
 - (3) 農林水産業を営む者が行う農林水産業振興のための開発行為

- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可を受けて行う開発事業
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は同法第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
- (7) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による許可又は認可を受けて行う岩石又は砂利採取に係る開発事業
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により許可又は認定を受けて行う廃棄物の処理に係る開発行為

（審査基準）

第6条 知事は、第5条第1項の規定による届出があったときは、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 自然環境及び生活環境の保全並びに歴史的、文化的財産の保存との適合
- (2) 公害及び災害の防止対策の適否
- (3) 道路、公園、広場等の施設の整備
- (4) 給排水施設等の整備
- (5) 開発行為の実行性の可否

（勧告）

第7条 知事は、前条の規定による審査の結果、自然環境の保全及び適正かつ合理的な土地利用を図るうえで著しい支障があり、公共の福祉に反すると認めるときは、届出のあった日から6週間以内に第5条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対して、開発行為を中止し、又は変更するよう勧告するものとする。

（審査基準に反しない旨の通知等）

第8条 知事は、第6条の規定による審査の結果、届出の内容が審査基準に反しないものであると認めるときは、届出者に対して、その旨を通知するとともに、当該開発区域が所在する市町村の長（以下「市町村長」という。）が必要と認める場合には市町村長と次に掲げる事項を定めた開発協定を書面をもって締結するよう通知するものとする。この場合において、開発区域が著しく広域にわたるとき、その他知事が特に必要と認めるときは、知事は、開発協定に立会人又は当事者として参加することがある。

- (1) 開発区域の位置及び面積
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発区域内の建築物その他の施設の用途及び規模

- (4) 開発行為の着手及び完了の予定年月日
 - (5) 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
 - (6) 給排水施設及び廃棄物処理施設の整備及び管理に関する事項
 - (7) 自然環境の保全及び歴史的、文化的財産の保存並びに地域環境の整備に関する事項
 - (8) 公害及び災害の防止のための措置に関する事項
 - (9) 宅地の造成による分譲を目的とするものにあつては、その分譲計画に関する事項
 - (10) この協定の履行の保証及び不履行の場合の措置に関する事項
 - (11) その他市町村長が必要と認める事項
- 2 届出者は、第1項の開発協定を締結したときは、速やかにその写しを知事に送付するものとする。

(着手等の届出)

第9条 開発事業者は、工事に着手したときは着手届（様式第5号）を、工事が完了したときは完了届（様式第6号）を速やかに知事に提出するものとする。

(知事又は市町村長の指導等)

第10条 知事又は市町村長は、開発事業者に対して必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を求め、若しくは当該開発事業者の同意を得て工事の状況について立入調査をし、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

(開発行為の廃止)

第11条 開発事業者は、開発行為を廃止しようとするときは、廃止届出書（様式第7号）を知事に提出するものとする。この場合において、開発事業者は、当該行為の廃止によって災害が生じないように必要な措置を講ずるとともに、自然環境の復元に留意するものとする。

(市町村等が行う開発行為)

第12条 市町村等は、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為をしようとする場合は、あらかじめ、当該開発行為の内容を知事に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、この要綱の目的を達成するため必要な助言をすることができる。

(書類の経由)

第13条 第5条第1項に規定する書類は、市町村長を経由し、知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の書類の提出があったときは、速やかに知事に送付するものとする。

(細則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この告示は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 富山県土地対策要綱（昭和48年富山県告示第648号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際、現に届出をしている開発行為の適用については、なお、従前の例によるものとする。

附 則（平成元年告示第958号）

この告示は、平成元年10月31日から施行する。

附 則（平成2年告示第747号）

この告示は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年告示第64号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成7年告示第709号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成11年告示第776号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成11年12月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の富山県土地対策要綱第4条第3項又は同条第4項の規定により作成されている環境影響調査報告書又は環境保全調査書（作成中のものも含む。）は、この告示による改正後の富山県土地対策要綱第4条第3項又は同条第4項の規定により作成された環境影響調査報告書又は環境保全調査書とみなす。

附 則（平成13年告示第128号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第133号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の富山県土地対策要綱第4条第1項の規定により作成された届出書は、改正後の富山県土地対策要綱第4条第1項の開発計画の申出書とみなす。